吹田市監査委員告示第1号

吹田市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成24年11月29日に請求人(略)から提出された標題の監査請求について同条第4項の規定により監査を執行しました。この監査結果について、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年1月23日 (2013年)

吹田市監査委員 金 子 薫 吹田市監査委員 原 田 憲 吹田市監査委員 山 口 克 也 吹田市監査委員 塩 見 みゆき

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成24年11月29日に提出された吹田市職員措置請求について監査した結果、下記の理由により請求人の主張には理由がないものと判断したため、請求を棄却します。

記

1 請求の受理

この請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成24年11月29日付けでこれを受理しました。

2 請求の要旨

- (1) 吹田市は、吹田市報酬及び費用弁償条例第2条により、固定資産評価審査委員 会の委員に対して月額で報酬を支払っているが、これは、地方税法第423条第7項 に反しており、違法である。
- (2) 吹田市報酬及び費用弁償条例は、第1条において、地方自治法第203条の2第2項及び第4項を根拠に報酬を支払っている。そして、地方自治法第203条の2第2項の「…ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りではない。」とする例外規定によって、原則は日額報酬である各行政委員会委員等の報酬を月額で支給している。しかし、固定資産評価審査委員会については、特別法である地方税法第423条第7項が優先される。地方税法第423条第7項では「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当てを受けることができる。」とされており、例外規定が無いことから、固定資産評価審査委員会委員の報酬を月額としている吹田市報酬及び費用弁償条例の定めは、無効である。
- (3) 固定資産評価審査委員会の開催と報酬の支払いについて、平成19年度以降から平成24年8月の間において、ひと月の内に委員会の開催が無かった等の理由で委員会に出席していないにもかかわらず報酬を受け取った月は以下の表の通りである。またこの間、ひと月のうち2回の会議が行われた月は4ヶ月である。会議の開催回数や委員の出席日数の実態を見ても、ひと月のうちの出席日数は不定であり、月額定額での報酬の支払いは、地方税法第423条第7項に反している。

A委員	平成19年(2007年)8月、
	平成20年(2008年)3月、5月、6月、8月、10月
	平成21年(2009年)5月、8月
B委員	平成19年(2007年)8月、
	平成20年(2008年)3月
C委員	平成19年(2007年)8月
D委員	平成20年(2008年)3月、5月、6月、8月、
	平成21年(2009年)5月、8月、
	平成22年(2010年)8月、9月、11月、
	平成23年(2011年)2月、4月、8月、11月
	平成24年(2012年)1月
E委員	平成20年(2008年)3月、5月、6月、8月、
	平成21年(2009年)5月、8月、
	平成22年(2010年)8月、9月、11月、
	平成23年(2011年)2月、4月、8月、11月
	平成24年(2012年)1月
F委員	平成22年(2010年)8月、9月、11月、
	平成23年(2011年)2月、4月、8月、11月
	平成24年(2012年)1月

- (4) これら法の根拠に基づかない報酬の支払いは、全て無効であると考えられるが、 少なくとも、上記の表の勤務が無い月における報酬の支給が、出席日数に応じて支 払われたものでないことは明らかである。その支出合計は1,075,483円で あり、これは不当な支払いである。
- (5) 固定資産評価審査委員会事務局長は、平成24年9月18日開催の吹田市議会

9月定例会において、「…内容といたしましては、審議事案の調査、検討、法定書の作成というボリュームのあるものであり、その結論には最終的に重い責任を持っておりますことなど、単に会議への出席回数や時間のみをもってはかれるものではございませんので、月額にて報酬を支給しているところでございます。…」と発言しているが、地方税法第423条第7項では、報酬を支払うことができる要件として、会議への出席日数に応じる旨、明確に定められており、責任の重さ等を勘案することによって月額で報酬を支払うことができるかのような認識は不当である。

(6) よって、監査委員は、吹田市長に対し、以下の勧告をされたい。

ア 吹田市報酬及び費用弁償条例を改定し、固定資産評価審査委員会委員の報酬支 払いを日額制に変更すること。

イ 出勤しなかった月に支払った報酬について、返還請求を行うこと。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を 請求します。

3 監査の実施

請求人に対しては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第6項の規定に基づき、平成24年12月26日に陳述の機会を設けました。 また、所管の固定資産評価審査委員会事務局に対し資料の提出を求め、同日、関係職員か ら事情聴取を行い監査を実施しました。

4 監査の対象

請求の要旨及び請求人の陳述の内容から判断して、吹田市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)への出席のない月における報酬の支出が、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかを監査対象としました。なお、請求人が不当な支払いであると

主張している支出額には、財務会計行為があった日(報酬支払日)から1年以上経過しているものも含まれているため、本件請求の受付けの日から過去1年間に支払われた委員報酬である平成24年1月分の3件、計70,000円のみを対象としました。

また、請求人が求める措置のうち、吹田市報酬及び費用弁償条例(昭和23年吹田市条例第74号。以下「報酬等条例」という。)を改正し、固定資産評価審査委員会委員(以下「審査委員」という。)の報酬支払を日額制に変更することについては、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらないことから、監査の対象外としました。

5 監査の結果

(1) 事実関係

関係職員の事情聴取等によって、以下のとおり事実を確認しました。

ア 審査委員の職務内容等について

審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する ために、市町村に設置しなければならない委員会(地方税法(昭和25年法律第2 26号)第423条第1項、法第202条の2第5項、法第180条の5第3項) であり、普通地方公共団体の長から独立した執行機関である(法第138条の4第 1項)とされています。

審査委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任すること(地方税法第423条第3項)、任期は3年(同条第6項)、委員定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める(同条第2項)とされています。

審査委員の職務は、同条第1項に基づく不服審査であり、不服申出に関する審査 手続(同法第433条)として、受理・不受理決定、弁明書・反論書などの書面審 理、職権調査、実地調査、口頭意見陳述、口頭審理、決定審理及び決定書の作成等とされています。

イ 報酬に関する関係法規における規定について

審査委員会については、同法第423条第7項において、昭和25年の制定時から「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、 委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。」と定められています。

一方、法第180条の5において、委員会及び委員として、その設置が規定され、 その報酬等については、法第203条の2第2項において、「委員会等の委員に対す る報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをし た場合は、この限りでない。」と定められています。

審査委員会が法に定める委員会等に追加されたのは、昭和28年の改正時であり、また、それまで委員会の委員等の報酬については、「条例で定める」ことだけが規定されていましたが、昭和31年の改正時には、当時の法第203条(現在の第203条の2)に、「・・・その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。」との規定が、同条第2項として追加されています。

また、報酬等条例は、昭和23年に制定され、昭和26年に審査委員会の委員についての規定が追加されました。審査委員の報酬については、当初から日額とされていましたが、昭和53年5月議会において月額への改正がなされ、現在は、法第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、報酬等条例第2条第1項第6号において、「固定資産評価審査委員会委員 ア 委員長 月額24,000円 イアに掲げる者以外の委員 月額23,000円」と定められています。

ウ 他市の支給方法の状況について

審査委員の報酬の支給方法をみると、府内33市では、日額としているのが26 市、月額としているのが5市、年額としているのが2市という状況になっており、 数としては少ないものの約21%の市が日額以外の支給方法をとっています。

また、同様に全国の特例市40市においてみると、日額が34市、月額が3市、 年額が3市で、日額以外の方法を採用している市の割合は15%という状況となっ ています。

(2)判断

請求人は、審査委員の報酬を月額としていることについては、地方税法に基づかない支給であり本来無効と考えられるが、出勤しなかった月に支払った報酬については、明らかに不当な支払いであり、その報酬を市に返還することを主張しています。

そこで当該部分について、違法若しくは不当な公金の支出の事実があるかどうかに ついて検討しました。

ア 審査委員の月額報酬の支払について

請求人は、審査委員の報酬に関しては、法第203条の2及び地方税法第423 条第7項で定められているが、同法は法の特別法に当たることから、地方税法の規 定が優先されるものであり、審査委員の報酬を月額で定めた報酬等条例第2条第1 項第6号の規定は無効であると主張しています。

しかしながら、審査委員会の位置付け等をみると、昭和25年の地方税法の成立 当時(その後若干の改正がなされた期間を含む。)、審査委員会は2か月の期間内で 審査決定をすることとされ、審査委員は「常置の職員ではない」とされており、こ のような審査委員会の当時の性格をもとに、委員報酬についても「報酬」ではなく「手当」とし、「会議の出席日数に応じ」「手当を受けることができる」との規定がなされ、すなわち、この規定は、審査のための会議の開会期間が短期間であったため、その期間内に会議が行われた場合には「出席日数に応じ手当を受ける」と定めたにすぎないものと考えられます。その後、昭和28年に、審査委員会は法に定める委員会及び委員の一つと位置付けられ、必置の機関として法の規定が適用されるようになりました。さらに、昭和31年の法改正によって、「・・・その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。」旨の一項が追加されたものです。こうしたことからみると、請求人の主張するように法と地方税法が一般法と特別法の関係にあったとしても、地方税法の制定後に改正された法において審査委員会に関して定められたこと及び審査委員会の性格や権能は昭和25年の制度発足当時から大きく変化してきていることにより、他の行政委員会と同様に審査委員会についても報酬に関して条例で特別の定めをすることを排除したものとはいいきれません。

また、行政委員会の委員に関する報酬に関しては、近年多くの判例が見られる中で、平成23年12月15日の最高裁判決においては、普通地方公共団体の委員会の委員を含む非常勤職員について、月額報酬制その他日額報酬制以外の報酬制度を採る条例の規定が法203条の2第2項に反する違法、無効なものであると主張し報酬に係る公金の支出の差し止めを求める事案に対して、法203条の2第2項は、委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、地方公共団体の実情について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定を議会による政策的、技術的な見地からの裁量権に基

づく判断に委ねたものと解するのが相当であり、当該条例が同項に違反し違法、無 効であるとはいうことはできないとしています。

また、上記(1) イで述べたように、報酬等条例は、昭和53年に市議会において日額から月額に改正されており、市議会会議録によると、同年5月19日の本会議において、報酬等条例の改正案が提案されています。このときの提案説明では、「特別職の報酬等については、さる昭和53年3月10日付けで吹田市特別職報酬等審議会に市長等三役の給料の額及び市議会議員の報酬の額の改定並びに改定の時期について諮問いたしましたところ、同年4月21日に答申をいただき、この措置について検討いたしました結果、答申の趣旨を尊重し、ここに特別職の報酬等の改定に伴う関係条例の一部を改正しようとするものでございます。」と提案趣旨を述べ、審査委員会の委員報酬については「固定資産評価審査委員につきましては、現行日額であるのを月額に改正しようとするものでございます。」と提案内容を説明してい

このように法第203条の2第2項は、地方税法の制定後に改正されたものであること、報酬等条例は、議会の議決を経て適法に制定されたものであることから、 審査委員への月額報酬を定めた報酬等条例の規定は地方税法第423条第7項に直 ちに違反するものではないと考えられます。

ます。そして、この議案については、同年5月23日の本会議において、質問及び

異議がなかったため委員会付託を省略し、原案どおり可決されています。

イ 会議のなかった月、出席のなかった月の報酬の支払の違法若しくは不当の有無に ついて

市議会において適切に審議され、制定、改正された報酬等条例において、審査委員の報酬が月額として定められているものであることから、原則として、仮に出席がない月であっても条例に従い、同委員への報酬の支給義務が生じるものであるか

ら、当該支出については、請求人が指摘する違法若しくは不当な公金の支出には当 たらないものと考えられます。

以上のことから、本件請求については、理由がないものと判断します。

なお、本件請求につきましての判断は以上のとおりですが、委員報酬の月額支給については、特に平成21年1月の大津地裁における一審判決で、月額報酬の支払いを違法とする判断が示された以降、月額報酬を含む制度を見直す動きが全国的に高まりました。

その後、平成23年12月の最高裁判決において、法203条の2第2項ただし 書は日額報酬制以外の報酬制度を定めることができる場合の要件を定めておらず、 条例制定については議会の裁量に委ねたものと解され、その違法性については、 裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきとの 考えが示されましたが、法の趣旨に照らした合理性の観点から、市民から見ても十 分に理解・納得できる制度であることが求められるのは当然のことです。

各行政委員会等の委員に対する報酬のあり方については、常に客観性や透明性を確保していくとともに、その職責の重要性を鑑みつつ、委員会の開催状況、委員の職務内容や委員活動全般の状況を十分に踏まえ、社会経済情勢の変化等に対応しながら検証を行うよう要望します。